

延岡市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、延岡市犯罪被害者等支援条例（令和8年条例第2号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病（当該犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。）をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有していたものをいう。
- (4) 重傷病 医師の診断により1か月以上療養することを要し、かつ、3日以上病院に入院することを要した負傷又は疾病（当該疾病が精神疾患である場合には、3日以上労務に服することができない程度であったもの）をいう。

(支援金の種類)

第3条 条例第12条第1項の支援金は、次に掲げるものとする。

- (1) 遺族支援金
- (2) 重傷病支援金
- (3) 転居費用助成金

(遺族支援金及び重傷病支援金の額)

第4条 遺族支援金及び重傷病支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族支援金 30万円
- (2) 重傷病支援金 10万円

2 前項第1号の規定にかかわらず、重傷病支援金の支給を受けた者が、当該重傷病支援金の受給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合における遺族支援金の額は、同号に定める額から既に支給した重傷病支援金の額を控除した額とする。

(遺族支援金の支給対象者)

第5条 遺族支援金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により死亡した犯罪被害者（遠隔地での勤務又は学習のため市外に居住していた者を含む。以下「死亡被害者」という。）の遺族（当該犯罪行為が行われた時において市内に住所を有する者に限る。以下同じ。）で、かつ、死亡被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第7条第1項第1号カにおいて同じ。）
- (2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とし、父母については養父母を先とし、実父母を後とする。

3 第1項の規定にかかわらず、死亡被害者を故意に死亡させ、又は死亡被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金の支給を受けることができる遺族としない。遺族支援金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

4 遺族支援金は、第1項各号に掲げる者のうち、第2項の規定による遺族支援金の支給に係る1番

目の順位の遺族（以下「第1順位遺族」という。）に対し支給する。

- 5 遺族支援金の支給を受けるべき第1順位遺族が2人以上あるときは、その1人に対してのみ支給する。この場合において、その1人に対してした支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

（重傷病支援金の支給対象者）

- 第6条 重傷病支援金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者（以下「重傷病被害者」という。）とする。

（遺族支援金及び重傷病支援金の支給申請）

- 第7条 遺族支援金又は重傷病支援金の申請をしようする者（以下この項において「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- （1）遺族支援金 延岡市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）支給申請書及び次に掲げる書類

ア 死亡被害者の死亡診断書又は死体検案書の写しその他の当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

イ 犯罪行為が行われた時における死亡被害者の住所を証明することができる書類

ウ 犯罪行為が行われた時における申請者の住所を証明することができる書類

エ 申請者が死亡被害者の配偶者（オに掲げる者を除く。）であるときは、申請者と死亡被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

オ 申請者が死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者に限る。）であるときは、死亡被害者が死亡した当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であることを認めることができる書類

カ 申請者が死亡被害者の配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（イからオまでに掲げる書類により確認できない場合に限る。）

キ 死亡被害者が遠隔地での勤務又は学習のため市外に居住していたときは、これを確認できる書類

ク その他市長が必要と認める書類

- （2）重傷病支援金 延岡市犯罪被害者等支援金（重傷病支援金）支給申請書及び次に掲げる書類

ア 犯罪行為が行われた時における申請者の住所を証明することができる書類

イ 重傷病被害者が受けた負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数並びに入院治療に要した日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書

ウ その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は、犯罪行為が行われた日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（転居費用助成金の対象費用及び額）

- 第8条 転居費用助成金（以下「助成金」という。）の対象となる費用は、犯罪被害（二次被害を含む。以下同じ。）のために従前の住居から新たな住居への転居に要する費用であって、次に掲げる費用とする。

- （1）家事道具の運搬に係る荷造り及び運送に要する費用

- （2）新たな住居に入居する際に要する敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料その他の費用

- 2 助成金の額は、同一の犯罪被害につき、20万円を超えない範囲内で、転居費用の合計額とする。

- 3 助成金を受けることができる回数は、同一の犯罪被害につき1回までとする。

（転居費用助成金の支給対象者）

- 第9条 助成金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 第5条第1項各号のいずれかに該当する遺族であって、犯罪行為が行われた時において死亡被害者と同居していたもの

イ 重傷病被害者

- （2）次のアからエまでのいずれかに該当する者

ア 従前の住居又はその付近において犯罪行為が行われたために精神的に当該住居に居住し続け

ることが困難となった者

イ 犯罪行為により住居が滅失し、又は著しく損壊したために居住することができなくなった者

ウ 二次被害を受けた者又は受けるおそれのある者

エ アからウまでに掲げる者に類する事情があると市長が認める者

(転居費用助成金の支給申請)

第10条 助成金の支給の申請をしようとする者(以下この項において「申請者」という。)は、延岡市犯罪被害者等支援金(転居費用助成金)支給申請書に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

(1) 前条第1号アに該当する者が申請する場合 次に掲げる書類

ア 申請者と死亡被害者が犯罪行為の行われた時において同居していたことを証明することができる書類

イ 死亡被害者の死亡診断書又は死体検案書の写しその他の当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

ウ 申請者と死亡被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書(申請者が死亡被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者に限る。)であるときは、死亡被害者が死亡した当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であることを認めることができる書類)

エ 転居後における申請者の住所を証明することができる書類

オ 転居費用の支払を証する領収証又はこれに準ずる書類

カ 犯罪等により住居が滅失し、又は著しく損壊した場合にあっては、それを証明することができる書類

キ その他市長が必要と認める書類

(2) 前条第1号イに該当する者が申請する場合 次に掲げる書類

ア 犯罪行為が行われた時における申請者の住所を証明することができる書類

イ 申請者が受けた負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数並びに入院治療に要した日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書

ウ 転居後における申請者の住所を証明することができる書類

エ 転居費用の支払を証する領収書又はこれに準ずる書類

オ 犯罪等により住居が滅失し、又は著しく損壊した場合にあっては、それを証明することができる書類

カ その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、犯罪行為が行われた日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支給の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金(第3条に規定する支援金をいう。以下同じ。)の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 重傷病被害者又は第1順位遺族が、当該犯罪被害に関して、他の地方公共団体から支援金と同種の金銭の支給を受けている場合

(2) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者(18歳未満の者を除く。以下この条において同じ。)又は第1順位遺族(18歳以上の者で、当該者が2人以上あるときはそのいずれかのもの。以下この条において同じ。)と加害者との間に3親等内の親族関係(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下この号において同じ。)がある場合。ただし、次のアからカまでのいずれかに該当するときは、この限りでない。

ア 犯罪行為が行われた時において、親族関係が破綻していたと認められるとき。

イ 犯罪行為が行われた時において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条の規定による保護命令が発せられていたとき。

ウ 犯罪被害者が18歳未満の者を監護していたとき。

エ 犯罪行為が児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条の児童虐待に関するものであるとき。

オ 犯罪行為が高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第4項の養護者による高齢者虐待に関するものであるとき。

カ 犯罪行為が障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第6項の養護者による障害者虐待に関するものであるとき。

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又はその遺族にもその責めに帰すべき行為があったとき。

(4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号の暴力団関係者であるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金の支給を行うことが社会通念上適切でないとき。

(支給の決定)

第12条 市長は、第7条又は第10条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、支援金の支給の可否を決定し、延岡市犯罪被害者等支援金支給決定通知書又は延岡市犯罪被害者等支援金不支給決定通知書により、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による支給金の支給の決定に必要な条件を付することができる。

(支援金の請求)

第13条 前条の規定による支援金の支給の決定を受けた者は、支援金の支給を受けようとするときは、延岡市犯罪被害者等支援金支給請求書を市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し)

第14条 市長は、支援金の支給の決定後において、支援金の支給の申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の支給の決定を取り消すことができる。

(1) 支援金の支給を受けることができる者に該当しないこと又は第11条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支援金の支給決定又は支援金の支給を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、支援金の支給の決定を受けた者に対し、延岡市犯罪被害者等支援金支給決定取消通知書により通知するものとする。

(支援金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、当該支援金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(報告等)

第16条 市長は、この規則の施行に関し必要があると認めるときは、支援金の支給の申請をしようとする者又は支援金の支給を受けた者に対して報告を求め、職員に調査を行わせることができる。

2 市長は、支援金の支給の申請があった際に、必要に応じて警察に当該申請に係る犯罪行為について照会を行うことができる。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。